

平成25年度  
経理適正化に向けた取組方針

神戸市経理適正化推進本部事務局

## 目 次

○は じ め に	1
I. 平成 25 年度 of 取組方針 (基本的事項)	2
II. 提言項目に対する個別取組	
(1) 組織としての推進に係る取組	3
1. 市長をトップとした全庁をあげた再発防止策の推進	
2. 監査、監察機能を有する機関等の連携強化	
(2) 職員の意識改革に係る取組	4
1. 研修の継続的な実施	
2. 職員の賠償責任の明確化と懲戒処分 of 厳格化及びその周知啓発	
(3) 効果的な再発防止策 of 策定に係る取組	
i. 事務処理 of 理解に係る取組	5
1. 新たな事務処理に伴うマニュアル等 of 改定と周知啓発	
ii. 具体的な事務処理に係る取組	5
1. 新たな専決調達事務処理に係る基準・ルール of 明確化	
2. 備品台帳等 of 記載内容や備品以外 of 物品に関する管理ルール of 明確化	
iii. 予算執行に係る取組	6
1. 予算 of 適正執行を反映した予算編成システム of 構築	
iv. モニタリングに係る取組	6
1. モニタリング可能な帳票類への改善	
2. 所管課による専決調達に対する牽制機能 of 強化	
3. 抽出調査 of 実施と結果 of 公表及び事業者への協力要請	
v. 組織に係る取組	7
1. 一括調達システム of 導入	
2. 契約事務総括部署 of 設置と相談体制 of 確立	
(4) 市民への説明責任に係る取組	7
1. 再発防止策 of 実施状況等 of 公表	
2. 第三者によるモニタリング of 実施	

## はじめに

本市における経理適正化に向けた取組は、平成 22 年に発覚した環境局元職員の消耗品等架空発注による詐欺事件に端を発しており、その後、不適正な経理事務の緊急再発防止策（緊急内部調査、新たな物品等の専決調達事務処理の実施等）の実施状況やその効果を検証するために、同年 10 月に神戸市経理適正化外部評価検証委員会（以下「委員会」）を設置している。

委員会において 5 回の状況調査と検証を行い、平成 23 年 5 月に再発防止に向けた提言（以下「提言」）を得るに至った。その提言に基づいて、平成 23 年度から 2 年度間、全市をあげて再発防止に向けた取組をしてきたところである。

経理適正化に向けた取組の平成 24 年度末時点の進捗状況については、神戸市経理適正化外部評価専門委員（以下「専門委員」）から、「再発防止に向けて速やかに対処すべき改善策についての提案」に係る項目は「提言内容が概ね実行されている」との評価をいただいている。ただ、併せて意見、提言等をいただいております、さらなる取組が求められているところである。

以上のことを踏まえ、平成 25 年度における経理適正化に向けた取組方針を、次のとおりとする。

## I. 平成 25 年度の取組方針（基本的事項）

今後、不適正な経理処理の根絶を目指す上で、これまでの対症療法的な取組から、持続的・恒久的な取組へと移行させていくことで、市役所の組織風土の改善をはかり、職場における自律的な内部統制の確立を目指していく必要がある。

このため、以下の4点について、平成 25 年度の取組方針における基本的事項として進めていくものとする。

### (1) 市長をトップとした組織としての継続的取組の推進

市長を本部長とする経理適正化推進本部会議を、引き続き定期的を開催するとともに、局・室・区・各職場の自律的取組を強化し、経理適正化に向けた組織としての推進を図る。

また、監査・監察機能を有する機関の連携による重層的なチェック機能により、経理適正化を担保していく。

### (2) 職員の意識改革に向けた取組の継続的实施

職員への周知と意識改革を徹底するため、平成 24 年度の抽出調査結果等を踏まえて、より効果的な研修・啓発の手法を検討するとともに、様々な職種や役職に応じた形での研修・啓発を反復継続して実施することで、職員の意識改革に向けた取組の実効性を高めていく。

### (3) 経理適正化に向けた具体的施策のさらなる工夫・改善

提言に基づく新たな制度やルール・基準等について、それぞれの運用後の実態を把握し、必要に応じて様々な工夫・改善を実施し制度の実効性を高めるとともに、取組内容の形骸化を防止する。

### (4) 再発防止策の実施状況、評価結果の公表の継続

引き続き、再発防止策の実施状況については、抽出調査の結果も含めて、適宜公表する。また、専門委員の評価結果についても半年を目処に公表することで、引き続き市民に対する説明責任を果たしていく。

あわせて、報告書において、「再発防止に向けた中長期的な取組についての提案」とされた「内部統制システムの確立全般に関する提案」及び「リスク管理体制・コンプライアンス体制の確立に関する提案」、「会計事務処理に関する提案」について、提言の趣旨を踏まえ、引き続き研究・検討を進めていく。

## II. 提言項目に対する個別取組

### (1) 組織としての推進に係る取組

#### 1. 市長をトップとした全庁をあげた再発防止策の推進

今後も、不適正な経理処理の再発防止徹底に向け、経理適正化の様々な取組を組織として強力に推進し、実行していくため、引き続き、経理適正化推進本部会議並びに経理適正化委員会を定期的を開催する。

また、経理適正化に関する方針の決定機関である経理適正化推進本部を通じて、経理適正化に向けた様々な取組を局室区長から周知するとともに、各種研修や啓発媒体等を活用するなどあらゆる機会を通じて全庁の各種・各層の職員に対し、繰り返し周知徹底する。

さらに、平成 24 年度に実施した「経理事務のコンプライアンス等に係る職員意識調査」の結果も参考にしながら、神戸市職員コンプライアンス共有理念の周知が「押しつけ」にならないように、職員一人ひとりが共有理念を認識し実践に結びつけられるよう、引き続き、共有理念を研修等の様々な機会を通じて周知徹底するとともに、局・室・区・各職場における自律的な活動を促進する取組を実施する。

#### 2. 監査、監察機能を有する機関等の連携強化

再発防止策を強力に実行し重層的なチェック機能をより有効に発揮できるよう、引き続き、「監査・監察業務等に係る情報連絡会」について定期的かつ継続して開催し、監査、監察機能を有する機関のより一層の連携強化に取り組む。

また、平成 24 年度に引き続き、「執行機関の内部統制の実施状況」を対象とする監査を実施するほか、経理事務に関わる通報があった場合は直ちに必要な情報を共有するとともに、それぞれの役割と連携のもとに速やかに対処する。

## (2) 職員の意識改革に係る取組

### 1. 研修の継続的な実施

今後も、適正な事務処理に関する正確な知識習得はもちろんのこと、職員一人ひとりが日々の業務における言動や意思決定において、自発的にコンプライアンスの視点を常に意識する習慣を持ち組織風土の改善につなげていけるよう、継続して各種・各層の職員に対し、様々な研修を実施する。

また、研修の効果を持続的に高めていくため、抽出調査の結果など具体的事例の活用や参加型研修の導入、コンプライアンス意識の自己チェックの実施、受講者アンケートの実施など、研修内容がマンネリ化しないような工夫、改善に努める。

### 2. 職員の賠償責任の明確化と懲戒処分の厳格化及びその周知啓発

今後も、24年度に施行された違法な予算執行行為等に係る職員の賠償責任を盛り込んだ「神戸市会計規則」の趣旨及びその内容を正確に関係職員に周知するとともに、公金を扱う責任の重さの自覚、公金意識の徹底を図る。

また、違法な経理処理を含む不適切な事務処理の項目を加えた「懲戒処分の指針」を周知徹底し、不祥事根絶のため、さらなるコンプライアンス意識の向上を図る。

### (3) 効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり～に係る取組

#### 【 i 事務処理の理解に係る取組】

##### 1. 新たな事務処理に伴うマニュアル等の改定と周知啓発

事務処理の見直し等があれば、適宜、「財務会計事務の手引き」や「物品等の新たな専決調達事務処理に関するマニュアル」等の内容を改定し、研修等により職員に周知する。

また、マニュアルにおける重要な点について、コンプライアンスシート等の媒体を活用するなど、職員が理解しやすい形での啓発を適宜実施する。

事業者への周知啓発では、今後も、市ホームページでの情報発信や、適宜ダイレクトメールを送付するなど、引き続き情報提供を行う。

また、事業者の意見の聴取方法等を検討するとともに、得られた意見を踏まえて制度の点検を行い、必要に応じて整理や見直しを検討する。

#### 【 ii 具体的な事務処理に係る取組】

##### 1. 新たな専決調達事務処理に係る基準・ルールの明確化

今後も、マニュアル等の整理、庁内イントラネットでの情報提供や研修等を行い、契約制度の周知徹底や各種・各層の職員の意識啓発に努める。

また、契約制度については、意見を踏まえて制度の点検を行い、必要に応じて整理や見直しを検討する。

##### 2. 備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化

財務会計システムによる備品管理の適正な運用を図るため、今後も、研修資料の改善・充実などを行うとともに、備品管理マニュアルを整備していく。

あわせて、備品管理の状況について、部長級職員が定期的にチェックする仕組みを検討する。

### 【iii 予算執行に係る取組】

#### 1. 予算の適正執行を反映した予算編成システムの構築

備品購入費などの所要経費について適正な予算計上を行うよう、引き続き周知徹底に努めるとともに、平成 24 年度決算における流用状況の分析・検証し、必要に応じて今後の予算編成に適宜反映させる。

また、計画的な予算執行と適正な経理処理を徹底するため、各所属における予算執行状況の把握について、引き続き周知に努める。

さらに、「予算リサイクル制度」の積極的な活用に向けて、経費の節減に取り組んだ所管課に対してメリットが還元されるという委員会提言の趣旨も含め、機会あるごとに全庁に対する周知に努める。

### 【iv モニタリングに係る取組】

#### 1. モニタリング可能な帳票類への改善

今後も、必要に応じて帳票類の改善、充実を図りながら、モニタリング可能な帳票類の整備に努める。

また、発注管理簿が作成されない項目（定例支出、例外的処理など）も含めて、より効率的・効果的な発注管理方法について検討する。

#### 2. 所管課による専決調達に対する牽制機能の強化

計画的な予算執行と適正な経理処理を徹底するため、各所属における予算執行状況の把握について、引き続き周知に努める。

また、出納機関による牽制機能が十分に発揮できるような審査のあり方を検討する。

#### 3. 抽出調査の実施と結果の公表及び事業者への協力要請

「契約に係る事務調査指針」に基づく抜き打ちによる抽出調査を定期的実施するとともに、抽出調査の結果を元に原因やとるべき方策を研修教材として活用するなど、再発防止に向けた周知徹底を図る。

また、事業者への協力依頼については、取引実績を精査し、通知先をさらに増やすとともに、事業者の協力義務を明確にするために契約約款を改定する。



## 【v 組織に係る取組】

### 1. 一括調達システムの導入

共通物品一括調達制度の利用実態を踏まえ、共通物品の品目等の拡大など、制度の運用改善を図る。なお、共通物品一括調達制度の事務については、現在出納機関である会計室が所管しているため、執行機関の部局に移管するよう検討する。

また、インターネットによる購買システムも含めた全庁的な物品購入の仕組みづくりについて、不適正な経理処理の再発防止の趣旨を踏まえた上で、費用対効果、効率性、人員体制、契約方法などについて、引き続き総合的に検討する。

### 2. 契約事務総括部署の設置と相談体制の確立

今後も、契約監理課の新設に伴う効果やその実績を検証するとともに、マニュアル等の整理、庁内イントラネットでの情報提供や研修等を行い、契約制度の周知徹底や職員の意識啓発に努める。

また、契約制度について、事業者等の意見を踏まえて制度の点検を行い、必要に応じて整理や見直しを検討する。

## (4) 市民への説明責任に係る取組

### 1. 再発防止策の実施状況等の公表

今後も、提言を踏まえ、積極的に市民への説明責任を果たすべく、再発防止策の実施状況を含む経理適正化の取組を適宜公表していく。

### 2. 第三者によるモニタリングの実施

取組状況について、半年程度を目処に外部評価専門委員による評価を受け、公表していく。